

令和4年度第4回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和4年7月8日（金）  
午前9時25分～午前10時55分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 大会議室
3. 出席委員 21人  
会 長 23番 才木 隆雄  
会長代理 24番 宮田 好一 20番 島田 一郎  
委 員 2番 熊南 昭浩 3番 山崎 修  
4番 西田 清範 5番 田中 輝男  
6番 森 悦雄 7番 古田 茂  
8番 大場 忠勝 9番 大橋 芳信  
10番 大浦 清貴 11番 山崎 巖  
12番 福山 英則 13番 仲田 茂男  
14番 下村 帝 15番 北森 正誠  
16番 渡辺 正志 17番 金田 修一  
18番 長谷 幹夫 22番 中井 義則
4. 欠席委員 1番 杉林 清則 19番 金木 洋子
5. 議 題 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第14号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第15号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について  
議案第16号 非農地証明書の交付について  
報告事項第13号 農地法第3条の3の規定による受理について  
報告事項第14号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について  
報告事項第15号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告事項第16号 農地法第5条第1項の規定による受理の取消しについて

## 議 事

- 事務局 本日の月次総会につきましては、1番杉林委員と19番金木委員から欠席届けがあり、出席委員数は21名でございます。
- 「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数23名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。
- 会長 それでは、ただ今より令和4年度第4回富山市農業委員会月次総会を開催します。
- 本日は、議案4件、報告事項4件がございます。
- 本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。
- (委員一同 異議なし)
- 会長 それでは、私の方から指名させていただきます。16番渡辺委員、17番金田委員、両委員にお願いしたいと思います。
- 会長 それでは、議案の審議に入ります。
- 議案第13号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。
- なお、4ページの9番、10番は○○委員、4ページから5ページの13番、14番は●●委員に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の制限を受けます。
- 事務局 議案第13号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。
- 議案書は1ページから5ページまでです。
- 今回の申請件数は15件で、申請面積は28,563.00㎡です。
- 許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。
- 申請理由及び権利の種類についてご説明します。2ページをご覧ください。
- 1番は、夫から妻への贈与により、所有権を移転するものです。
- 2番は、面積が小さく耕作不便のため、隣接者に所有権を移転するものです。
- 3番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。

4番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。

5番、6番と7番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。

8番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。

9番から14番は、自作地の相互交換により、所有権を移転するものです。

15番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。

以上でございます。

会長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、9番と10番、13番と14番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 特にご意見、ご質問等がないようですので、9番と10番、13番と14番を除き、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことでありますので、9番と10番、13番と14番を除き、申請どおり「許可」することといたします。

会長 続きまして、9番と10番について、審議いたしますので、〇〇委員は退室をお願いします。

<〇〇委員退室>

会長 それでは、9番と10番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 特にご意見、ご質問等がないようですので、9番と10番について、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことでありますので、9番と10番について、申請どおり「許可」することといたします。〇〇委員は入室をお願いします。

ます。

<〇〇委員入室>

会 長 続きますて、13番、14番について、審議いたしますので、●●委員は退室をお願いします。

<●●委員退室>

会 長 それでは、13番、14番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、13番、14番について、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、13番、14番について、申請どおり「許可」することといたします。●●委員は入室をお願いします。

<●●委員入室>

会 長 改めまして、議案第13号農地法第3条の規定による許可申請については、全件、申請どおり「許可」することといたします。

会 長 続きますて、議案第14号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案書6ページをご覧ください。  
議案第14号農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。

今回、7月6日付で許可申請の取り下げ願いの提出が2件ございました。

4条申請の1番、5条申請の3番でございます。

よって、今回は、4条申請が1件、面積は50㎡、5条申請が12件、面積は12,578.91㎡です。

それでは、議案書7ページをご覧ください。まず、最初に4条申請の内容についてご説明いたします。

「位置図及び許可基準」を併せてご覧ください。

4条申請1番につきましては、7月6日付で、取下げ願いの提出がありました。8月の月次総会にて報告させていただきます。

4条申請2番は、八尾地域保内東地区において、農業用施設敷地を整備する計画であります。転用の概要といたしまして、申請地については、平成3年頃から農業用施設が建っており、今回、借りていた土地を購入するにあたり地目を調査したところ、地目が田であることが分かり、今回は是正のため申請されたものでございます。申請地は、既に農業用施設が建っており、申請書に始末書の添付がございませう。申請地は、都市計画区域の用途区域内農地で農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

続きまして8ページをご覧ください。

5条の申請内容についてご説明いたします。

5条申請1番は、山室中部地区において、貸駐車場を整備する計画であります。転用の概要といたしましては、申請地は主要地方道富山・立山・魚津線の新設工事で残地であります。現在、申請者が店舗駐車場として貸しておりましたが、地目が田であることが分かり、今回は是正のため申請されたものです。申請書には始末書の添付がございませう。申請地は、10ヘクタール未満の農地の集団規模で過去に土地改良事業も実施されていない区域であり、農地区分は第2種農地で、許可の基準は代替可能性なしを適用しております。

5条申請2番は、藤ノ木地区において、駐車場を整備する計画であります。申請者の△△△△は生コンクリートの製造販売業を営んでおります。転用の概要といたしましては、既存地は事業用の資材で飽和状態であり、従業員駐車場が手狭であるため、隣接地において駐車場の整備を計画されたものでございませう。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており、農地区分は第1種農地で、許可基準は既存地拡張を適用しております。

5条申請3番につきましては、7月6日付で、取下げ願いの提出がありました。8月の月次総会にて報告させていただきます。

5条申請4番は老田地区において、資材置場を整備する計画であります。申請者の▲▲▲▲は、主に土木工事業を営んでおります。転用の概要といたしましては、事業業績拡大に伴い、既存の資材置場が手狭になり、作業の効率化を図るため隣接地において新たな資材置場を計画されたものでございませう。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており、農地区分は第1種農地で、許可基準は集落接続を適用しております。

続きまして9ページをご覧ください。

5条申請5番は老田地区において、資材置場を整備する計画であ

ります。この案件については、5条申請4番に関連する案件であり、申請者は▲▲▲▲の代表取締役であります。転用の概要と致しましては、申請地は長年、資材置場として使用しており、土地所有者の相続手続きにつき、地目が田であることが分かり、今回是正のため申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており、農地区分は第1種農地で、許可基準は集落接続を適用しております。

5条申請6番は大沢野地域大沢野北部地区において、一般住宅を建設する計画であります。転用の概要といたしましては、申請者は現在、大沢野地域内の市営住宅に居住しておりますが、子供の成長により、現在の住宅が手狭になったため、生活環境が整っている申請地において住宅の建築を計画されたものでございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内農地で農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請7番は大沢野地域大沢野北部地区において、一般住宅を建設する計画であります。転用の概要といたしましては、申請者は現在、同地区内の実家に居住しておりますが、結婚するにあたり、実家が手狭になるため、実家に限りなく近い申請地において住宅の建築を計画されたものでございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内農地で農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請8番は、大沢野地域大久保地区において、分譲住宅地を整備する計画であります。申請地は都市計画区域の用途区域内にあり更地での分譲が可能となります。近隣には教育施設、医療機関、スーパー、ドラッグストア等、生活環境が整った利便性のある土地であり、多くの需要が見込まれることから選定されたものです。平均区画面積は約215㎡で全7区画を計画されております。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地で農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

続きまして10ページをご覧ください。

5条申請9番は、大沢野地域大久保地区において、建築条件付売買予定地を整備する計画であります。転用の概要と致しましては、近隣には教育施設、医療機関、スーパー、ドラッグストア等、生活環境が整った利便性のある土地であり、多くの需要が見込まれることから申請地を選定されたものです。平均区画面積は約260㎡で全17区画を計画されております。農地区分は北側の農地については、半径500mの範囲内に教育施設、医療施設があり、全面道路に上下水道管が埋設されていることから農地区分は第3種農地で原則許可案件となり、南側の農地につきましては、10ha未満の農地の集団規模であり、過去に土地改良事業が実施されていないことから農地区分は、第2種農地で許可基準は代替可能性なしを適用して

おります。建築条件付売買予定地の取扱いについては、農地転用事業者と土地購入者との間で概ね3ヶ月以内に建築請負契約を締結することとなっております。仮にそれに違反した場合は、転用事業者が販売することの出来なかった残地に自ら住宅を建設することとなっております。この案件については、転用面積が3,000㎡を超えているため、富山県農業会議の諮問案件となります。

5条申請10番は、八尾地域保内東地区において住宅敷地を拡張する計画であります。転用の概要といたしましては、既存敷地の駐車スペースが手狭なため、隣接する農地を購入し、自己用の車庫を建築する計画であります。申請地は、都市計画区域の用途区域内農地で農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

続きまして11ページをご覧ください。

5条申請11番は、八尾地域保内東地区において、農業用施設敷地を整備する計画であります。この案件については農地法4条の2番でご説明した案件と関連がございます。転用の概要といたしましては、申請地は、既に農業用施設が建っており、農業用施設建築時に借地としていた申請地を今回購入するにあたり、地目を調査したところ、地目が田であることが分かり、自己所有農地部分については4条申請で、他人名義部分については5条申請で、今回は正されるものでございます。申請書には始末書の添付がございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内農地で農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請12番は婦中地域速星地区において、住宅敷地を拡張する計画であります。転用の概要といたしましては、申請者は現在家族3人で農業を営んでおりますが、農地所有名義を息子に変更しようとし調査したところ、既存敷地内の農業用施設部分の地目が田であることが分かり、今回は正のため申請されたものです。申請地は、10ヘクタール未満の農地の集団規模ではございますが過去に土地改良事業が実施されている農地であり、農地区分は第1種農地で、許可基準は集落接続を適用しております。

5条申請13番は婦中地域朝日地区において、一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請者は現在、実家で同居しておりますが、子供ができたことにより実家が手狭になるため、相互扶助に適した実家に限りなく近い申請地において住宅の建築を計画されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており、農地区分は第1種農地で、許可基準は集落接続を適用しております。

以上でございます。

現地確認について、報告をお願いします。

会 長

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長

それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長

特にご意見、ご質問等がないようですので、これらの案件について、「許可相当」とすることにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長

異議なしとのことでありますので、議案第14号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請については、全件、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長

続きまして、議案第15号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

議案第15号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

議案書のページは、12ページから15ページです。

利用権設定は、今回は16件の貸し手から申し出があり、契約期間は、1～2年が2件、3～5年が2件、10年が12件です。設定面積は、53,350.00㎡です。

14ページ1番から4番までは、農地中間管理機構を通すものであります。14ページ5番から15ページ16番が相対であります。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの各要件を満たしています。

以上でございます。

会 長

それでは、ただ今、説明がありました農用地利用集積計画について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長

特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)



会 長 異議なしとのことでありますので、議案第15号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、ご異議なしと認め、原案通り決定いたします。

会 長 続きまして、議案第16号非農地証明書の交付について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第16号非農地証明書の交付についてご説明いたします。  
議案書のページは、16ページから21ページです。  
各案件においては、耕作されなくなってから相当年数が経過しており、山林化していることから、農地として復元し、利用することは困難であると、現地を確認してまいりました。  
以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました交付申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり交付することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第16号非農地証明書について、申請どおり「交付」することといたします。

会 長 続きまして、報告事項に入ります。  
第13号農地法第3条の3の規定による受理について  
第14号農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について  
第15号農地法第18条第6項の規定による通知について  
第16号農地法第5条第1項の規定による許可の一部取消しについて  
事務局から一括して説明をお願いいたします。

事 務 局 報告事項第13号農地法第3条の3の規定による受理について、ご報告します。議案書は、21ページから33ページです。

今回の受理件数は22件で、すべて相続により所有権を取得したものであります。農業委員会へのあっせんの希望は、17番の分が何筆かありました。

報告事項第14号農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第

7号の規定による受理について、ご報告いたします。

議案書のページは34ページから45ページまでです。

今回の受理件数は、4条が5件、5条が18件、合わせて23件、面積は合わせて36,261.55㎡となっております。内容、転用目的についてはご覧のとおりです。一部内容についてご説明いたします。

41ページ13番については、令和2年6月に、5条で届出されましたが、譲受人が変更になったものです。前回の受理の取消し願いと併せて今回改めて届出されたものです。

事業面積が1,000㎡以上で、都市計画法上の開発許可と同日で受理する予定のものは、39ページ5条の9番、40ページの10番、42ページの14番、43ページの15番です。

報告事項第15号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。

議案書は、46ページから51ページです。

解約件数は17件で、解約面積は32,063.00㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。

(解約理由は、1番から3番、6番は耕作者変更予定、4番、5番、10番、13番は利用権設定、7番、8番は5条届出、9番は自作、11番は登記官照会、12番は転用予定、14番、15番、17番は3条申請、16番は5条申請のためとなっております。)

以上でございます。

報告事項第16号農地法第5条第1項の規定による受理の一部取消しについてご報告いたします。議案書のページは52ページです。

報告第14号41ページの13番で説明したとおり、譲受人が変更になったことから取り消すものです。

以上でございます。

会 長 　ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会 長 　特に何もありませんので、これをもちまして、2. 議案・報告事項の議案審議を終了します。

会 長 　続きまして、3. 協議事項に入ります。

まず、令和5年度「富山市農地等利用最適化推進施策に関する意見書」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 　(事務局 説明)

会 長 それでは、ただ今、説明がありました令和5年度「富山市農地等  
利用最適化推進施策に関する意見書」について、ご意見、ご質問等  
があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、そのようにお願いし  
ます。

会 長 次に、(仮称)富山市農業委員会農地情報バンク制度(計画案)に  
ついて、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 (事務局 説明)

会 長 それでは、ただ今、説明がありました(仮称)富山市農業委員会  
農地情報バンク制度(計画案)は8月月次総会時に協議する予定と  
しておりますが、実施に関してご質問があれば承りたいと思います。

■■委員 非常に画期的とも言える計画だと思えますが、実際に2番と4番  
の情報登録と情報公開をどう有効に上手くやれるかが大きなテーマ  
だと思います。今、同じ情報公開という意味では、eMAFF地図が現  
状は上手くいっていないのではないかというのが私の見方です。何  
かしようにも情報がなかなか分からない状態ではないかと思えます  
ので、2番4番の内容をいかに上手く機能させるかをお互い頑張り  
て何とかしたいと思えますのでよろしくをお願いします。

会 長 他にご意見などがありませんので、次回月次総会までに考えて  
いただきたいと思えますのでよろしくお願いたします。  
その他について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 (事務局 説明)

◎◎委員 今年12名行って、来年感染が拡大して他の12名が視察に行け  
ないというのはまずいので、近隣に全員が行ける方がいいのかなと  
思います。

◇◇委員 今ほど◎◎委員が言われた通り、来年行けない可能性もあるので  
今年行けるのであれば、近くで、県内で全員で行くのも一つかと思  
いますがいかがでしょうか。

□□委員 受け入れる側もコロナ対策をしっかりとっている。

▽▽委員 近くの中学校で3日前からコロナが拡大して学級閉鎖しているクラスが3年生と1年生にあります。中学校によると感染力は非常に高い。しばらく収束している状況があったのですが、最近拡大する力が強いので、24名集合となると、バスの中や食事もありますし、我々の年齢だと3、4回ワクチンを受けている人もおられますが、集まるのはもう少し慎重に考えていったらいいのかなと思います。

事務局 視察におきましても8月に開催する運営委員会で話し合いをさせていただきたいと思います。

会長 ここで私から皆様にお知らせがあります。  
去る6月30日に全国農業会議所の次長及び富山県農業会議の事務局長が、全国農業新聞購読の普及推進に来られました。購読していただいていない委員には、新聞サンプルを机の上に配布しておりますのでご覧いただきまして、ぜひ購読のご検討をお願いしたいと思います。

また、既に購読いただいている委員におかれましても、地域の農業者に購読を勧めてくださるようお願いしたいと思います。

なお、購読を希望される方がおられましたら、事務局までご連絡をお願いします。

私からは以上であります。

会長 3. 事務連絡等について、事務局より説明をお願いします。

会長 それでは本日はこれにて終了とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。